

女性会だより

青山 倫子(青山倫子税理士事務所)

「配偶者控除廃止を考える」

高蔵寺で税理士事務所を初めて20年以上になりました。私は、全国女性税理士連盟(女税連)という女性税理士の団体に所属しています。女税連は女性の地位向上のための税制や民法に関する要望等を行ってきました。最近見直しが検討されている配偶者控除については、20年以上前から配偶者控除廃止に関する要望書を関係方面に提出し、働きかけを行ってきています。

では、あえてなぜ配偶者控除の廃止なのか、その理由としては主に次の3点があります。

①主婦のパートには自分の収入に上限を設ける人が多く、この原因の一つが配偶者控除にある。こうした就業調整が女性の低賃金化を招き、経済的自立の妨げとなっている。

②憲法第24条は「個人の尊厳と両性の本質的平等」を定めている。夫婦は対等の立場で互いに協力して生活を営むものであり、一方が一方を当然に扶養するという関係ではない。

③配偶者控除の対象者は納税者の年収が高くなるにつれて増加傾向にある。所得控除であるため、税率の高い高額所得者に有利な仕組みであり、配偶者に所得のないことを配慮しなければならない所得層とはいえない。理由は以上ですが、同時に基礎控除の見直しも要望しています。

ライフスタイルが多様化する中、女性の社会進出を促すためにも、公平性や中立性を重視した税制が望まれます。女性が働きやすい社会に向けて、税理士として地道な努力をしていきたいと思えます。